

栗原市 6 次産業化推進事業補助金

栗原の農林水産物を使った加工品等の開発や販売促進のための取組みを支援します！

1 趣旨

農林漁業者の方が自らの生産した農林水産物を原材料に実施する6次産業化や、商工業者と連携して新たな加工品の開発等を行うことで、農林水産物の高付加価値化を目指す取組みを支援します。

2 対象者

次の（１）から（３）までのいずれかに該当する農林漁業者または商工業者の方で、6次産業化事業に取り組む方が対象となります。

- （１）市内に居住する個人
- （２）市内に居住する者で構成する団体
- （３）市内に事務所がある法人

※ 商工業者の方はこのほかに、開発した加工品等について所定の要件を満たすことが必要です。

※ 6次産業化事業に関係する事業者の方が、次の条件に該当する場合は補助金の対象となりません。

- ①市税を滞納している。
- ②次の手続きを行っている。
 - ア 民事再生法による再生手続き
 - イ 会社更生法による更生手続き
 - ウ 破産法による破産手続きの開始申し立てをしている。
 - エ 会社法による清算開始をしている。
- ③宗教活動、政治活動を主目的としている。
- ④暴力団員である。

3 補助の対象となる取組み

- （１）新商品等開発事業
- （２）販売促進事業
- （３）施設・機械設備等整備事業

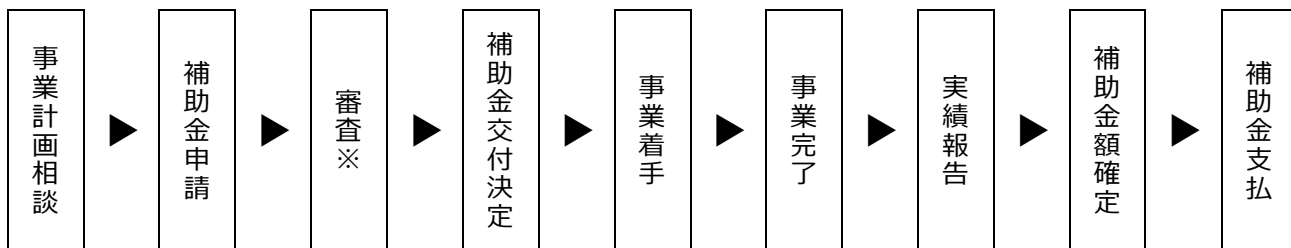
詳細は裏面をご覧ください

4 申込期限（一次募集）

令和6年10月31日（木）まで

※交付決定額が予算上限に達しない場合は、市ウェブサイトでお知らせのうえ、再度期間を設けて予算の範囲内で募集を行います。

5 補助金交付までの流れ（予定）



※補助金交付決定にあたっては事業内容等についての審査があります。補助金申請は補助金交付を確約するものではありませんのでご承知ください。

◇補助の対象となる取り組み一覧表◇

(1) 新商品等開発事業	(2) 販売促進事業	(3) 施設・機械設備等整備事業
対象となる取り組み		
6次産業化のために実施する新商品の開発のための取り組み	6次産業化で開発した商品の流通、販売、宣伝のための取り組み	6次産業の事業化や拡充に必要となる施設や機械等を整備するための取り組み
申請できる方		
農林漁業者のみ		農林漁業者及び商工業者
対象経費例		
<ul style="list-style-type: none"> ・講師への謝礼や交通費 ・試作品の開発費 ・市場調査に関する経費 ・試食会開催の経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトの作成費用 ・パッケージの開発費用 ・商品パンフレットの作成費用 ・受発注システムの導入費用 <p>※6次産業化した新商品の販売開始から1年経過日より前に取り組みを開始したものに限りです。</p>	<p>①加工・販売に必要な施設・機械に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加工設備やレストラン等*の改修や整備費 ・加工設備やレストラン等*に付帯する販売施設の整備費 ・加工、製造、包装に必要な機械等の新規導入費 <p>※補助対象となるレストラン等には所定の要件があります。なお、レストラン等は、市内での実施に限りです。</p> <p>②原材料生産に必要な機械に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産に必要な専用機械の導入費 <p>※①に該当する整備または導入と併せて実施する場合のみ対象となります。</p>
補助率		
対象経費の2分の1以内		
補助上限額		
100万円		500万円
申請可能回数		
事業ごとに1対象者、1年度につき1回まで		1対象者につき1回まで

【注意事項】

・補助申請できる経費は、市や他の自治体等の補助金等を活用していないものに限りです。

活用を検討される方は、下記まで、ご連絡ください。

【問い合わせ・申請先】

栗原市役所 商工観光部 産業戦略課産業連携係

住所：栗原市築館薬師一丁目7番1号 ふるさとセンター2階
 TEL：0228(22)1220 FAX：0228(22)0315
 Eメール：sangyo@kuriharacity.jp